

民間企業に雇用されている方

①利用者

雇用先企業に、「重度障害者等就労支援特別事業（以下、「本事業」という。）を利用するための前提となる雇用助成金について相談

本市に居住し、重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給決定を受けている人で、一週間の所定労働時間が10時間以上の人が対象です。

②雇用先企業

雇用助成金の活用の検討
◆活用が可能な場合→本事業の手続きを案内
◆活用が難しい場合→本事業の利用は不可

【問合わせ先】

- ・本事業：浜松市障害保健福祉課
及び各福祉事業所社会福祉課
- ・雇用助成金：JEED静岡
電話054-280-3622

③利用者

支援計画書を作成し、雇用先企業に提出
※作成にあたり、**指定特定相談支援事業所の協力を得ることができます。**

②で雇用助成金の活用と、本事業の利用手続きを進めることが決まった場合。

指定特定相談支援事業所は、支援計画書作成協力費を請求できます（第11号様式）

④雇用先企業

- ・支援計画書作成の支援と確認
- ・JEEDに支援計画書を送付

⑤JEED

支援計画書を確認し、雇用先企業へ返却

⑥雇用先企業

JEED確認済の支援計画書を、利用者に返却

⑦利用者

申請書類一式を、各福祉事業所社会福祉課に提出

【申請書類一式】

- 本事業の支給申請書（第1号様式）
- 重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証の写し
- 支援計画書（雇用先企業及びJEEDが確認済のもの）
- 雇用されていることを証する書類の写し

⑧福祉事業所社会福祉課

- ・申請書類の受理、内容の確認
- ・決定（不決定）通知書を利用者へ送付

申請後、決定まで1か月程度要します。

⑨利用者

- 決定通知書を受理
- ・利用する障害福祉サービス事業者と契約
- ・サービスの利用開始

⑩障害福祉サービス事業者

障害福祉サービスの提供
障害保健福祉課へ給付費の請求

全国標準システムでは請求できないため、市障害保健福祉課に対して、直接給付費を請求してください。支払関係書類は、浜松市ホームページに掲載しております。給付費の請求は、支援を提供した月の翌月10日までに行ってください。

⑪障害保健福祉課

事業者へ給付費の支払い（直接払い）

⑫障害福祉サービス事業者

- ・給付費の受領
- ・利用者負担の徴収

自営業の方

①利用者	福祉事業所社会福祉課に利用の相談	本市に居住し、重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給決定を受けている人で、一週間の所定労働時間が10時間以上の方が対象です。
②福祉事業所社会福祉課	利用希望者に手続きの案内	
③利用者	<ul style="list-style-type: none"> 支援計画書を作成 ※作成にあたり、指定特定相談支援事業所の協力を得ることができます。 申請書類一式を、福祉事業所社会福祉課へ提出 	<p>指定特定相談支援事業所は、支援計画書作成協力費を請求できません（第11号様式）</p> <p>【申請書類一式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本事業の支給申請書（第1号様式） <input type="checkbox"/> 重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証の写し <input type="checkbox"/> 支援計画書 <input type="checkbox"/> 自営業者であることを証する書類の写し
④福祉事業所社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 申請書類の受理、内容の確認 決定（不決定）通知書を利用者へ送付 	申請後、決定まで1か月程度要します。
⑤利用者	<ul style="list-style-type: none"> 決定通知書を受理 利用する障害福祉サービス事業者と契約 サービスの利用開始 	
⑥障害福祉サービス事業者	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービスの提供 障害保健福祉課へ給付費の請求 	<p>全国標準システムでは請求できないため、市障害保健福祉課に対して、直接給付費を請求してください。</p> <p>支払関係書類は、浜松市ホームページに掲載しております。</p> <p>給付費の請求は、支援を提供した月の翌月10日までに行ってください。</p>
⑦障害保健福祉課	事業者へ給付費の支払い（直接払い）	
⑧障害福祉サービス事業者	<ul style="list-style-type: none"> 給付費の受領 利用者負担の徴収 	